

## ■第9期介護保険料の設定

第9期計画期間の第1号被保険者（65歳以上）は介護給付費の23%（全国一律）を負担する。介護保険料は、計画期間中に必要な介護給付費や調整交付金見込額などを推計して算出した額を第1号被保険者全員が所得階層の負担割合に応じて負担するという考え方で算定する。

介護保険料の上昇を最小限に抑えるため、介護保険給付費準備基金の取り崩しを見込み、第1号被保険者の介護保険料の基準額は年額72,370円で据え置きとし、各所得段階区分の保険料を以下のとおり設定する。

区分	負担割合	介護保険料年額 (月額)	所得の範囲	第1号被保険者数	
				人数 (年平均)	構成比
第1段階	0.455	32,920円 (2,744円)	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,524人 (5,175人)	14.6%
	0.285 ※1	20,620円 (1,719円)			
第2段階	0.685	49,570円 (4,131円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	7,915人 (2,638人)	7.5%
	0.485 ※1	35,100円 (2,925円)			
第3段階	0.69	49,930円 (4,161円)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	6,907人 (2,302人)	6.5%
	0.685 ※1	49,570円 (4,131円)			
第4段階	0.9	65,130円 (5,428円)	世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	13,929人 (4,643人)	13.2%
第5段階	1.0	72,370円 (6,031円)	世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	16,231人 (5,410人)	15.3%
第6段階	1.2	86,840円 (7,237円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	15,197人 (5,066人)	14.4%
第7段階	1.3	94,080円 (7,840円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	16,464人 (5,488人)	15.5%
第8段階	1.5	108,560円 (9,047円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7,572人 (2,524人)	7.1%
第9段階	1.7	123,030円 (10,253円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2,709人 (903人)	2.6%
第10段階	1.9	137,500円 (11,459円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1,200人 (400人)	1.1%
第11段階	2.1	151,980円 (12,665円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	514人 (171人)	0.5%
第12段階	2.3	166,450円 (13,871円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	380人 (127人)	0.4%
第13段階	2.4	173,680円 (14,474円)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	1,360人 (453人)	1.3%

※1 低所得者の介護保険料軽減制度による保険料の負担割合と見込額